

令和元年度 公文書開示状況（6月決定分） 中央卸売市場

様式

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30.12.22	R1.6.27	12月21日に都知事が会見で明らかにした、豊洲市場において「将来的に」一般客にも仲卸売場を開放し買付可能にする考えにかかる、本開示請求受付の時点までになされた中央卸売市場の意思決定プロセス、および開放に関する現時点での検討内容（「将来」とはいつを指すのかを含む）、がわかる、一切の書面および電磁的記録、ならびに、仲卸業者もしくは他の業者から出されたすべての要望について記された書面および電磁的記録。たとえば、起案原議、提案書、議事録、打ち合わせ記録、業者からの要望書または意見書、要望に関する電話メモもしくはメールないしFAX、面会記録、面談記録、要望を受けての検討文書、等。ただし個人を特定できる部分をマスキングにより除く。				1											(条例第11条第2項) 実施機関では、本開示請求受付の時に、『「将来的に」一般客にも仲卸売場を開放し買付可能にするか』どうかについての検討に係る文書はなく、また、仲卸業者もしくは他の業者から要望についての文書はないため、対象公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。よって、非開示とする。	管理部 総務課
2	H30.12.22	R1.6.28	・苦情・相談等の受付票及び修理依頼票 ・委託契約書 ・承諾書			1				1	1	1						豊洲市場 管理課	
3	H30.12.22	R1.6.28	本開示請求受付の時点までに、都が有する、HACCP取得に関する一切の書面および電磁的記録。たとえば、中央卸売市場内もしくは都の他部署ないし国や地方自治体または外部との、打ち合わせ記録、議事録、面会記録、面談記録、打ち合わせ時の資料、HACCP取得のための準備資料、検討資料、HACCP取得に関する現状認識および問題点ないし改善点を記した文書、等。				1											HACCPは、事業者自らが、コーデックスのHACCP7原則に基づき、使用する原材料や製造方法等に応じ計画を作成、管理を行う衛生管理手法である。このため、実施機関では、SQF、ISO22000等、コーデックスHACCPを要件としている認証を取得していない。よって、当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	管理部 総務課
4	H30.12.22	R1.6.28	「豊洲市場5街区千客万来施設事業用地におけるぎわい創出に係る企画・運営業務委託」に係る起案原議、企画審査会設置要領、企画提案書、契約書	98		1				1	1	1		1				(条例第7条第6号) 設計書中の価格及び価格を算出するための情報を開示することにより、以後の類似業務の発注案件において予定価格を類推され、公正な入札・契約事務の遂行に支障を及ぼすと認められるため。 (条例第7条第4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易にし、公の秩序と安全の維持に支障を及ぼすため。 (条例第7条第6号) 本件の企画審査委員会は、事業者から企画提案書の提出を受けて、事業者の持つ企画提案力、情報収集力、組織体制等を総合的に評価し、事業の委託先としてより適切な事業者を選考するものである。本件対象公文書に記載されている企画提案方式の審査会における配点を公表すると、事業者が配点の高い項目のみを重視し、その他の項目を軽視したり、事業者が本来不得手であっても配点が高い項目について能力があるかのような企画提案書を提出することになるなど、事業者が本来持っている能力を正確に把握することができなくなる。その結果、同様の企画提案方式において適正な受託事業者の選定を行うことができなくなり、都の事業実施に支障が生じるため。 (条例第7条第2号) (条例第7条第6号) 外部団体の審査委員の役職名を公にすることにより、同様の企画提案方式において事業者が審査会実施前に審査委員に接触し、審査内容に影響を及ぼし、事業者が本来持っている能力を正確に把握することができなくなるおそれがある。その結果、同様の企画提案方式において適正な受託事業者の選定を行うことができなくなり、都の事業実施に支障が生じるため。また、氏名を公にすることにより、特定の個人が識別されるため。(条例第7条第3号) 本件対象文書は企画提案方式の審査会の際に事業者が作成した文書であり、事業を効果的に実施するためのコンセプトや具体的な手法に付いては、当該事業者の保有する企画提案上のノウハウや、当該事業者の内部情報が含まれている。これらの情報が公になった場合、今後、都や他の地方自治体等が発注する同様の委託業務において、他の事業者が内容の類似した企画提案を行うことが可能となり、当該事業者は競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	管理部 総務課

11	R1.5.6	R1.6.28	「千客万来施設事業用地におけるにぎわい創出に係る企画内容等の検討支援業務委託」に係る起案原議、契約書、中間報告書、最終報告書	117	1						1	1								(条例第7条第6号)設計書中の価格及び価格を算出するための情報を開示することにより、以後の類似業務の発注案件において予定価格を類推され、公正な入札・契約事務の遂行に支障を及ぼすと認められるため。(条例第7条第4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪を容易にし、公の秩序と安全の維持に支障を及ぼすため。(条例第7条第3号)報告書内容には当該事業者が独自に保有する情報や企画提案上のノウハウが含まれている。これらの情報が公になった場合、今後、都や他の自治体等が発注する同様の委託業務において、他の事業者が内容の類似した企画提案を行うことが可能となり、当該事業者は競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。(条例第7条第3号)(条例第7条第7号)報告書内容には当該事業者が、第三者より公にしないとの条件で任意に収集した情報が含まれている。特に経営上のノウハウや、経費に係る情報が含まれており、これらの情報が公になった場合、その信頼を不当に損なうことになると認められる、また、今後、都や他の自治体等が発注する同様の委託業務において、他の事業者が内容の類似した企画提案を行うことが可能となり、当該事業者は競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	管理部 総務課
12	R1.5.29	R1.6.13	『解放新聞他の購読』外1件に係る請求書及び支払伝票	16	1															印影を公にすることにより、偽装などの犯罪を容易にし、公の秩序と安全の維持に支障を及ぼすため。	管理部 総務課
13	R1.5.31	R1.6.14	旧築地市場前における市場業者等の活動状況(平成31年2月5日から令和元年5月25日まで)	15	1						1									個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	管理部 財務課
14	R1.6.5	R1.6.17	仕様書	1	1																食肉市場 管理課
15	R1.6.9	R1.6.28	「大田市場(30)事務棟エレベータ改修工事」見積書、予定価格調書、入札経過調書、登録時起案本文、仕様書・図面、工事設計工事内訳書、31東京都中央卸売市場大井市場(仮称)建設昇降機設備その1工事しゅん工図表紙	74	1						1	1								見積書のみ以下の理由で一部開示 ・担当者氏名や印影、担当者の電話番号は、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当 ・見積書の内訳明細のうち価格体系や価格構成等は、単価設定の状況が推測されることなどにより、当該事業者が、事業活動において競争上不利となる恐れがあることから条例7条第3号に該当	事業部 施設課
16		R1.6.28	豊洲市場6街区・水産仲卸棟の補強工事にかかる、一切の書面及び図面ならびに電磁的記録。																1	6街区水産仲卸売場棟において補強工事は行われていない。このため、本件請求に係る公文書は存在しない。	豊洲市場 設備課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。